

## 福祉体験学習応援助成金 F A Q

### 1 助成対象者について

Q1-1：居住地に住民票を移していないのですが、対象になりますか。

A1-1：対象になります。住民登録の有無は関係ありません。

Q1-2：県社協の福祉体験学習事業を利用せずに、個人で受入施設を探し、職場体験を行う場合は対象になりますか。

A1-2：対象になりません。本会が定める「福祉体験学習事業実施要項」の規定に基づき実施される体験学習が対象になります。

Q1-3：豊岡市に住んでいますが、養父市にある施設で福祉体験学習を行う場合は対象になりますか。

A1-3：対象になりません。豊岡市と養父市は、ともに但馬地域であり、居住地と体験先施設が同じ地域内にあるため、対象になりません。

Q1-4：豊岡市に住んでいますが、西脇市にある施設で福祉体験学習を行う場合は対象になりますか。

A1-4：対象になります。お住まいの但馬地域と体験先施設のある北播磨地域は、ともに助成の対象となる地域に該当しますが、居住地と施設所在地が異なる地域であれば対象になります。

Q1-5：洲本市に住んでいますが、明石市にある施設で福祉体験学習を行う場合は対象になりますか。

A1-5：対象になりません。体験先施設が北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路のいずれかの地域にある施設が対象になりますので、明石市の施設は対象になりません。なお、洲本市にお住まいの場合、同じ淡路地域内にある施設での体験は対象になりません。

## 2 助成対象経費について

Q2-1：具体的にどのような経費が対象になりますか。

A2-1：宿泊施設に宿泊した場合は、宿泊費の実費相当額が助成対象経費になります。ただし、福祉体験学習に参加するための宿泊で、その必要性が認められる場合に限りです。

旅費については、居住地の最寄り駅（バス停）から体験先施設の最寄り駅（バス停）までの往復交通費が助成対象経費になります。ただし、交通費については、実費相当額ではなく、本会において、公共交通機関を利用し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費を計算し、その金額を助成対象経費とします。

Q2-2：体験先施設から宿泊費や旅費の一部支給を受けましたが、助成金は交付されますか。

A2-2：体験先施設からの支給額を除いた自己負担分が助成対象経費になります。なお、体験先施設から全額支給された場合は対象になりません。

Q2-3：旅行会社にて、移動と宿泊が一体となっている旅行商品を購入しましたが、購入経費は対象になりますか。

A2-3：購入した旅行商品が福祉体験学習に参加するために利用したものと認められる場合に限り対象になります。ただし、宿泊費と交通費が区分できない場合、宿泊費の金額が確認できないため、宿泊費を対象にすることはできません。移動経費については、宿泊費と区分できるか否かにかかわらず対象になります。

Q2-4：国外にいますが、体験先施設までの交通費は対象になりますか。

A2-4：国内の移動分のみ対象となります。国外の居住地から国内の空港等への移動分については対象になりません。

**Q2-5：大学に参加費を支払って、グループで福祉体験学習に参加しました。大学に支払った参加費は対象になりますか。**

A2-5：本会において、居住地から体験先施設までの往復交通費を計算し、その金額と参加費を比較し、低い方の金額が助成対象経費になります。なお、参加費に係る領収書など支払いを証明できる書類の提出が必要になります。

**Q2-6：宿泊費の助成は、どのような場合に認められますか。**

A2-6：体験日当日の移動では福祉体験学習の開始時間に間に合わない場合の前泊や、複数日続けて体験に参加する場合で、各日日帰りする交通費の総額と宿泊費の総額を比較し、宿泊した方が経済的である場合など、宿泊の必要性が認められる場合に対象になります。

**Q2-7：宿泊費について、前泊は認められますか。後泊はどうですか。**

A2-7：前泊が対象になるのは、体験日当日の移動では福祉体験学習の開始時間に間に合わないなど前泊の必要性が認められる場合です。後泊の宿泊費は、いかなる場合も対象になりません。

**Q2-8：県外に宿泊した場合も宿泊費の助成は認められますか。**

A2-8：体験先施設の所在地と宿泊地を勘案し、一般常識に照らし合わせて、不自然ではないと認められる宿泊地であれば、県外であっても対象になります。

**Q2-9：宿泊に伴う朝食や夕食代は、対象になりますか。**

A2-9：対象になりません。ただし、宿泊費に食事代があらかじめ含まれており、宿泊代と食事代が区分できない場合の宿泊費は、食事代を含めた金額が助成対象経費になります。

**Q2-10：居住地から体験先施設までの経路及び方法は、どのような経路でも助成対象になりますか。**

A2-10：本会において、公共交通機関を利用し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費を計算し、その金額が対象になります。対象となる旅費は、体験者が実際に移動した経路及び方法による実費相当額ではありません。

**Q2-11：飛行機（船）を利用しましたが、飛行機代（船代）は対象になりますか。**

A2-11：飛行機（船）の利用が一般常識に照らし合わせて不自然な経路及び方法でない限り旅費の計算に反映します。なお、飛行機（船）を利用したこと、運賃、発着場所などがわかる書類の提出が必要になります。

**Q2-12：飛行機を利用しましたが、領収書を紛失しました。飛行機代は対象になりますか。**

A2-12：原則、対象になりません。領収書の写し、または支払いを証明できる書類を提出できない場合は、金額と使用実績を確認できないため、原則、対象経費から除外することになります。ただし、居住地から体験先施設まで移動するにあたり、飛行機を利用することが、一般常識に照らし合わせて自然な経路及び方法であると認められる場合は対象になる場合があります。

**Q2-13：宿泊した場合、宿泊施設から体験先施設までの交通費は対象になりますか。**

A2-13：対象になりません。居住地の最寄り駅（バス停）から体験先施設の最寄り駅（バス停）までの往復交通費が対象になります。

**Q2-14：自家用車やレンタカー、タクシーの利用に係る費用は対象になりますか。**

A2-14：自家用車やレンタカー、タクシーを利用して体験先施設まで移動された場合であっても、対象となる旅費は、それらの利用に係る実費相当額ではありません。本会において、公共交通機関を利用した場合の交通費を計算し、その金額を助成対象経費とします。

**Q2-15 : 新幹線を利用する場合、新幹線代は対象になりますか。**

A2-15 : 新幹線など特急料金を徴収する列車を利用することが、最も経済的な通常の経路及び方法と認められ、これによる旅行が片道 100 キロメートル以上となる場合、特急料金を助成対象経費に含めます。

### **3 申請手続きについて**

**Q3-1 : 宿泊施設の領収書を紛失してしまいましたが、助成金をもらうことはできますか。**

A3-1 : 対象になりません。領収書の写し、または支払いを証明できる書類を提出できない場合は、金額と使用実績を確認できないため、助成金を交付することはできません。

**Q3-2 : 電車とバスを利用しましたが、領収書などは必要ですか。**

A3-2 : 必要ありません。領収書等が必要となるのは、航空機または船舶を利用した場合です。

**Q3-3 : 宿泊費や旅費を支払ったことを証明できる書類とは、どのような書類が認められますか。**

A3-3 : 以下の書類を想定していますが、いずれの書類についても、福祉体験学習に参加した際の経費であることを確認できるものが必要です。

- ・ 切符を購入した際の領収書、クレジットカードの明細
- ・ 宿泊費を支払った際の領収書、クレジットカードの明細
- ・ 切符の写し
- ・ 使用した切符を撮影した写真（文字が読み取れる鮮明なものに限る）
- ・ ICカードの利用履歴を印刷したもの

**Q3-4 : 振込口座の名義は、親など申請者本人以外でもよろしいですか。**

A3-4 : 申請者本人名義のものに限ります。

**Q3-5 : 交付申請書は、いつまでに提出する必要がありますか。**

A3-5 : 申請書の提出期限は、福祉体験学習を終了した日から 30 日以内、又は福祉体験学習に参加した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日（必着）とします。  
提出期限が土日または祝日、あるいは 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日に該当する場合は、その直前の平日が提出期限となります。

**Q3-6 : 交付要綱や申請書等は、どこで入手できますか。**

A3-6 : 福祉人材センターのホームページ (<https://hyogo-fukushi.job.com/>) からダウンロード可能です。

**Q3-7 : 交付申請書は、郵送での提出でもよろしいですか。**

A3-7 : 構いません。なお、提出期限日に必着することが必要です。配達が遅延することもあると考えられますので、余裕をもってご提出ください。